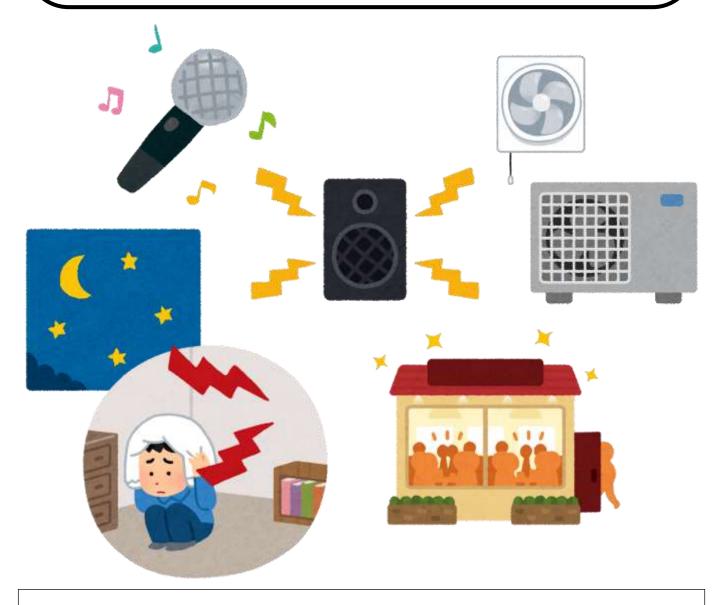
飲食店等営業のみなさまへ

その音、 大丈夫ですか?



営業騒音とは、カラオケ・店内音楽・人声・エアコン室外機・換気扇などの営業活動に伴って発生する騒音のことです

午後11時以降のカラオケ禁止!

● 深夜における音響機器の使用の制限(県条例第63条) 飲食店・カラオケボックスなどにおいては、午後11時から翌日の午前6時までの間、カラオケ装置など音響機器の使用は禁止されています。

	地域	尼崎市全域(商業地域、工業地域および工業専用地域を除く。)	
制	業種	設備を設けて客に飲食をさせる営業	
限		カラオケ装置	
の		電気蓄音機	
	音響機器	磁気録音再生機	
内		拡声装置 楽器	
容		本加	
	使用禁止時間	午後11時から翌日の午前6時まで	

ただし、音響機器などから発生する音が、防音措置を講ずることにより、営業を営む場所の 外部に漏れない場合は除かれています。

音の大きさの例



音量(音の大きさ)にも基準があります

● 騒音の規制基準(県条例第35条)

飲食店などは、事業場として工場と同様に、その敷地境界線上で、音の大きさの基準を守る必要があります。

(単位:デシベル)

時間の区分区域の区分	朝 夕 午前6時から午前8時まで 午後6時から午後10時まで	昼 間 午前8時から 午後6時まで	夜 間 午後10時から 翌日の午前6時まで
第1·2種低層住居専用 地域	4 5	5 0	4 0
第1·2種中高層住居専用地域、第1·2種住居地域、準住居地域	5 0	6 0	4 5
近隣商業地域、商業地域、 準工業地域	6 0	6 5	5 0
工業地域、工業専用地域 の一部	7 0	7 0	60

ただし、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、特別養護老人ホームなど静穏な環境を必要とする施設の敷地の周囲50mの区域内にある事業場は、上記の数値から5デシベル減じた値。

● 県条例(*1)による規制の対象となる騒音は、カラオケ装置、楽器、拡声装置など音響機器から発生する音声および音ですが、店舗の外での話し声、自動車のドアの開閉音、自動車のアイドリング音などでも苦情が寄せられていますので注意してください。

(*1:環境の保全と創造に関する条例)

●「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」については警察署へ問い合わせください。

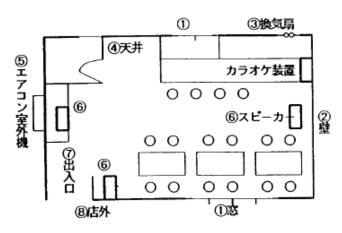
騒音及び振動の規制(法第15条、第32条第2項)

風俗営業者 及び 深夜において飲食店営業を営む者は、営業所周辺において、都道府県の 条例(*2)で定める数値以上の騒音又は振動(人声その他その営業活動に伴う騒音又は振動 に限る。)が生じないように、その営業を営まなければならない。

*2:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(兵庫県)第6条

防音対策はご存じですか

● 防音対策が必要になりましたら、次のポイントを参考にしてください。



- ① 窓〔二重にするか、つぶしてしまう〕
- ② 壁[防音材を使う]
- ③ 換気扇〔消音型にする〕
- ④ 天井 [防音材を使う]
- ⑤ エアコン室外機 [防音対策をする]
- ⑥ スピーカー[音量出力の小さいものにする]
- ⑦ 出入口[二重構造にする]
- ⑧ 店外〔大声で送り迎えをしない〕
- ※ 音の測定を希望する事業者の方には、騒音計を無料で貸出しています。 詳しくは尼崎市ホームページの「騒音計・振動計の貸出」(ページID:1008696)をご覧ください。

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/sinseisyo/dl_souon/034kasidasi.html



問い合わせ・連絡先

尼崎市経済環境局環境部 環境保全課 (交通公書・騒音振動担当) 〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 06-6489-6305